Y441	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5kg	30kg	
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y442	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	5kg		
		プラスチック製容器	1kg			
		金属製容器	1kg			
		プラスチック袋	1kg			
Y443	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	10kg		
		プラスチック製容器	1kg			
		金属製容器	1kg			
		プラスチック袋	1kg			

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「445」及び「446」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
445	2	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		
		プラスチック袋	1kg		
446	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	25kg	
		プラスチック製容器	10kg		
		金属製容器	10kg		
		プラスチック袋	5kg		

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が3の輸送許容物件の場合であって副次危険性として腐食性を有する場合、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「448」及び「449」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
448	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	50kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	50kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C2，4D，4F，4G，4H2，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	5kg				
		金属製容器	5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
449	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	100kg		100kg	
		プラスチック製容器	10kg				
		金属製容器	10kg				
		プラスチック袋	5kg				

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
3）等級が3の輸送許容物件であって天然木材、合板、再生木材又はファイバ製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「451」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量		外装容器
			旅客機	旅客機以外の航空機	
1354，1355，1356，3364，3365，3366，3367，3368，3369，3370	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3N2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2
	プラスチック製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg	
	金属製容器	0.5kg	0.5kg	0.5kg	
	プラスチック袋	0.5kg	0.5kg	0.5kg	